

議 長 次に、受付番号第9号 石内浩君の一般質問を許します。登壇願います。

9 番 石 内 一般質問をさせていただきます。受付番号第9号、質問議員第9番 石内浩。件名、町の防災・救急対応について。

要旨、先日、町内で火災が発生しましたが、幸いにも消火活動が早く延焼を免れました。安全・安心をうたっている町として、災害時に被害が少なくなる町づくりについて、お聞きします。

(1) 家の密集地や消火活動などに足かせとなっている原因の現状分析をされていると思いますが、それらの解消策は。

(2) 防災、救急への具体的取り組みが定住化や多世帯住宅をふやすための町づくりに欠かせないはずですが、どのような取り組みを考えていますか。

以上ですが、前者及びきこの一般質問、かなりラップする部分がありますんで、その辺を省略しても結構ですので、よろしく御回答をお願いします。

町 長 それでは、石内議員の御質問に順次、お答えをさせていただきます。

現在、建物の密集地としてとらえさせていただいてるのは、松田都市計画区域内で、近隣商業地域、商業地域に指定されております小田急線新松田駅、またJR松田駅周辺の中心市街地と幹線道路沿いでございます。この地域につきましては、準防火地域に指定されてるということでございます。

さて、本町での消火活動に足かせとなってる要因につきまして、小田原市消防本部足柄消防署松田分署に御確認をさせていただきましたところ、町役場庁舎西側から河南沢にかけてなど、狭隘道路が含まれる区域3カ所、バスが通行するなど交通量が多い新松田駅周辺、沢尻自治会内の小田急線高架下は、高さ制限が2.2メートルで、消防ポンプ自動車が行き通れないこと等が挙げられていました。

また、町全体で、消火活動に伴い消火栓近くに消防ポンプ自動車が入り通れない道路は、町道、認定外道路を合わせて19路線であります。このうち、町道は、現在5路線でございますが、町屋地内の町道16号線は、本年度末において、消火栓付近まで道路拡幅工事が完了いたしますので、残りが4路線というふうになります。そのほか14路線につきましては、認定外道路となっております。

消防ポンプ自動車が入り通れない狭隘な場所での消火対応は、消防ポンプ自

動車に登載されているホースカーを使用し、消防用ホースを火災現場まで延長することにより消火作業が可能になり、先月の町内アパート火災もこの手法で対応させていただいております。沢尻自治会内の小田急線高架下の高さ制限の対応につきましても、火災現場及び時間帯によっては、北側から南側へホースカーによるホース延長を行います。

現状の小田原市消防本部の対応といたしましては、松田町町内での火災発生と同時に、10台の消防車が現場に向かいます。さらに、現場において延焼の危険性等々が確認された場合には、現場の指揮者の判断により、数台の消防ポンプ自動車を追加出動させるなど、初動体制の強化をすることにより、近隣建物への延焼防止を図っているところでもございます。

2点目の本町の防災、救急への具体的な取り組みについて、防災の取り組みから申し上げますと、松田町地域防災計画に基づき、防災知識普及事業といたしまして、土砂災害・洪水ハザードマップの作成、町ホームページへの記載、町広報紙、チラシ配布による啓発。

自主防災組織の育成・強化事業といたしましては、総合防災訓練や自主防炎会リーダー等に対する防災研修等の実施、また、発災に備えまして、備蓄食料や仮設トイレなどの防災資機材の整備、避難所となる地域集会施設等の建てかえや耐震化、消火や避難活動に供するための町道拡幅整備などをこれまで実施してまいりました。

平成29年度の防災関係事業の主な取り組みといたしましては、新規事業といたしまして、防災拠点・避難所太陽光発電設備整備工事、河内児童センター並びに城山と田代地域集会施設、また寄宮地多目的集会施設の計4カ所の耐震補強工事を実施し、町道拡幅工事に伴う避難路の確保に取り組みます。

継続事業といたしましては、木造住宅耐震診断費補助、木造住宅耐震改修工事補助などなど継続を行い、本年度は最新の情報により土砂災害ハザードマップの作成・配布も予定しております。備蓄食料や毛布購入など、備品の購入については、計画的に実施を予定しております。

救急につきましては、先般の南雲議員にお答えさせていただきましたように、AEDの設置や取り扱いを含む普通救急講習を継続して実施してまいります。

このような一つ一つの事業の展開を含め、定住化や多世代住宅をふやすことを推進していくためには、安心・安全な町づくりが必要不可欠だというふうに考えておりますので、今後も町地域防災計画に基づき、順次対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 9 番 石 内 回答ありがとうございます。今、町長の答弁にもありましたように、今回の火災っていうか、いわゆる消防自動車が入らないところもそれなりの対応策をやってますよということなんで、それなりの対応はされているのかなと思うんですが、さて、ほかにもまた狭隘っていうか、今何カ所か町長から説明あったんですけども、本当に消防自動車・救急車が入り込めないところも結構まだあるんじゃないかという予測のもとです。具体的な質問をさせていただきたいと思うんですが、まず1つはですね、今、介護設備を兼ねた集会所の建設がされてると思うんですが、その周辺道路の道路計画があつて、それができない前に建設だけ集会所が進むような話を聞いてるんですけども、本来やっぱり道路が先じゃないか、最低でも同時じゃないかと思うんですが、その辺の見解と、工事進捗状況について、道路と建物、確認したいと思うんですが、よろしくお願ひします。

まちづくり課長 御質問にお答えいたします。現在、建築を進めてる建物の周辺でございますが、御指摘のとおり、道路の幅員が一部足りない場所も、4メートル以下の場所もございます。御指摘のとおりですね、緊急車両等の進入につきましては、幅員のみで解決される場合と、道路の曲がり角、カーブですね、そういったものの改良も含めた中での改良が必要となります。

幅員の確保につきましては、建築基準法上によるセットバックによっては4メートルないし、片側で建築が進めばおおむね3.5メートルぐらいまではその建築に合わせて広がる場合もあります。直線であれば、一般の緊急車両は3.5メートルあれば通り抜けが可能だと考えますが、交差点部分、特に曲がり角につきましては、建築基準法では直角のままでも確認申請はおります。しますと、町のほうで道路の改良を考えていくという形になります。そういった中では、この市街地の中で隅切りなり、大きくカーブをとるということは、建物の補償

であったり、用地の取得が大変困難な場所が多いございます。

そういった中で、御指摘のとおり、そういった建物を建てる場合に周りの道路整備も実際にはある程度、一昨年考えました町道整備の策定委託の中ではそういった集会施設等の近辺の道路整備についてもリストアップをしてですね、その中からやってくようなことを考えておりますので、随時そういった施設の周りの整備については優先順位を確定しながらですね、整備をしていきたいと考えています。

以上です。また、すいません、建物の前のセットバック、拡幅ですね、用地の拡幅につきましては、建築に合わせて4メートルを確保するように工事を実施する予定です。以上です。

9 番 石 内 具体的に、時期的にはどういうめどがあるのか、具体的な年数、月日、教えてください。

まちづくり課長 はい、お答えします。まずですね、来年度ですね、10号線、10-1号線、部品屋さん、県道から部品さんのところを上がって道とですね、シャインさんってガソリンスタンドから入って道が2本あります。その路線につきましては、来年度まず町のほうで机上で線形を振ってですね、それを地元の方にまず見ていただいて、いや、これは協力できるのか、できないのかというところから入りたいと。来年度以降、早速現地に入る、現地っていうか、計画を机上で立てまして、その中で地元におろしていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番 石 内 ぜひですね、地元におろす、今までも多分地元とのいろんな意見、聞いてると思うんですけども、ぜひせっかく介護関係含めた施設ってことになりますんでね、そこに消防自動車が入らないってのはおかしいじゃねえかってのは地元の声として出てくるんじゃないかと思うんですよね。

だから、地元の声聞くのも大事でしょうけども、ある程度やっぱり具体的な工事計画を決めて、地元との折衝に入っていただきたい。それもできるだけではなくて、かなりもう早い時期にですね、確かに地元の地権者との関係、これは絶対出てくると思うんです。それこそもう早目に展開していただいてですね、施設はつくって、道路は何にも広がらなきゃ意味がねえよっていう声が地

元からも出てると思うんですよね。そういうことを含めながら、ぜひこの件に関しては再度もう聞きませんが、よろしくお願いします。

それとですね、先ほども町長の話からいろいろ話が出ました、これからの防災の具体的な、何ていうんですか、防災計画ってということで、各市町村でもいろいろ取り組みをされてます。1つの例としてですね、こんなものがあるんでちょっと紹介してみたいと思うんですけど、いえ・みちまち改善計画ということを打ち出してですね、建物の不燃化と、古い空き家など防災上危険な建物の除去と、大きく2つ目として延焼防止や避難のための道路、空き地、公園の整備ってことをうたいまして、これはどこでもうたってるんですが、これを10年、20年の長期計画で実現しようと、具体的にそういう取り組みをしてるところが多くなってきてるんですが、この町でも駅広を含めて都市計画いろいろやられてるんですが、ある意味でそれ以上にやっぱりこういう防災計画も必要だと思うんですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議 長 町長ですか。町長の見解ですか。

9 番 石 内 いいですよ、具体的にはどちらでも。

議 長 担当課長でいいですか。

安全防災担当課長 今、最初にお示ししていただきましたですね、町防災計画につきましては、平成29年度で見直しを考えております。

続きましてですね、今おっしゃっていただきました災害に対応した避難路となる道路、それからですね、いろんな建物等の改修計画等につきましてもですね、基本的な町の都市計画プランまたは総合計画の中でですね、順次やっぱり目標を定めて実施をしていくという基本的な町のスタンスはどこの市町村も変わらないと思いますので、町もですね、それに負けずにですね、安全対策についてですね、充実をしていかなければならないということになりますんで、やはりこれから先、10年、20年先を見据えたですね、対応は全課でですね、対応していくという形で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番 石 内 町長の話ってということもあつたんですけども、さらにちょっとですね、同じ関連の話なんですけど、先日っていうか、ことしの初めにですね、国、総務省から昨年12月に決められたことらしいんですけど、熊本地震や集中豪雨被害に対

して地域防災体制の再点検の結果の公表した上で、市町村に対して洪水予報河川等に指定されていないその他の河川を含めた避難勧告等の発令体制の整備や災害時の体制確保、指定緊急避難場所の指定などをすること、それについて都道府県に対しては平時から市町村への取り組み支援などをそれぞれ通知したということが国から出てきたと思うんですが、都道府県・市町村においては来年度の出水時までには地域防災計画、マニュアルの見直しを実施するようお願いしたとしているんですが、この町の具体的な対応状況について、お聞きしたいと思います。

安全防災担当課長

まず初めですね、風水害ですね、体制につきましてはですね、町のほうですね、もう避難準備、その避難指示をするですね、全てですね、発令基準を町のほうでは定めましてですね、こちらのほうにつきましても町民の方にも周知をさせていただきまして、対応しております。また、職員につきましてもですね、その災害対策本部風水害編を作成いたしましてですね、そこに対応できるような形をとっておりますし、実際に台風が来たときにつきましてもですね、関係課の職員等を集めましてですね、台風が来る前の準備、それから台風が一番激しくなる前にもですね、再度集まっていたいただきまして、対応について関係各課のですね、共通認識を持ってるということでですね、対応を進めております。

またですね、こちらにあります酒匂川、それから川音川、中津川に関しましてはですね、失礼しました、虫沢川もそうなんですが、全て今、水位計がそろってまして、いざその松田町で流れてる水量が全部一般の方でもホームページでわかるように神奈川県の方で公表しておりますし、町のホームページからもそこにリンクをさせていただいてですね、わかるようになってまして、消防団が待機する水位、それからその後皆さんが避難準備をしていただく水位、それからその後にもですね、避難をしていただく水位までについてですね、全てもう決められておりますので、その水位に基づきましてですね、事前対応につきまして町のほうでもですね、全て対応しているような形をとっております。

それからですね、避難所につきましてはまだ耐震補強できてない部分の建物を除きましてですね、各避難所マニュアルを作成をさせていただきまして、基

本的には耐震補強が終わっている建物のほうにですね、避難をしていただくということで、当然また皆さんのほうに周知させていただいてるのは、避難準備情報の中で避難をしていただく場合には、やはり高齢の方が多いいということですね、なるべくそういう施設が整ってる町民文化センターを使っただいて、駐車場もありますんで、そういうところを使ったださいということですね、トイレ等のこともございますので、そのようなことをですね、周知をさせていただいているところでございます。寄地区については、学校体育館の寄中学校屋内運動場の利用をまず最初にさせていただくような形で周知をさせていただいております。

なおかつ間に合わない等の場合もありますので、そのときには、やはりその後になりましたら全ての町の公共施設であります松田小学校体育館、松田幼稚園等もですね、順次町職員が駆けつけて開設するような体制を今とっておりますので、その避難体制をとる職員につきましてもですね、事前にだれだれが行ったださいというような形ですね、もう事前に対応を現在進めているところでございます。以上です。

9 番 石 内 細かい説明ありがとうございます。一応そういう対策はされてるってことで理解するんですが、ただどれだけ町民に対してそういういろんな対応策が伝わってるかっていうことも大事だと思うんで、1つの例としてですね、今、会社、企業、学校ではかなりいろんな防災に対応する施策されてると思いますんで、その中で特に学校で生徒にやってる内容をですね、何らかの形で町民に知らせる、こういう必要もあるんじゃないか。

余りいい例じゃないのかもわかんないですけども、3.11のときの釜石の津波てんでんこですか、あれ、ちょっと私が調べてみましたら、3,000人の小・中学生、99.8%助かった。その中で、特に釜石の何ていうとこでしたっけね、釜石東中学校と鶴住居、難しい小学校なんですけど、約600人、ここで8年間、群馬大の教授がやっぱり、今まで伝えられてきた津波てんでんこを8年間、生徒にやらしたってことでね、何を言いたいかっていうと、そのときに実際に生徒が自主的に逃げた。このてんでんこは、てんでんばらばらに逃げろっていう意味らしいですね。ところが、父兄が何人か迎えに来たと。そのうちの1人だ

けどどうしても車へ乗せて帰っちゃったと。帰った途端に、津波にやられたそうですよ。これがやっぱり、それが、これ、徹底しなくてもやっぱりそういう人が出てくるのかどうかわかんないですけどもね、せっかく周りの人が、一緒に地元の人も生徒と一緒に逃げた人は助かってる。

そういうことを含めて、これが松田のいろんな学校の防災教育につながるかどうかはわかりませんが、やっぱり学校でやってるいろんな防災に関する教え、そういうものを町民、父兄はもちろんだと思うんですが、町民にある程度そういう、何ていうか、展開する機会があってもいいんじゃないかと思うんですが、それについてのお考えがあれば教えていただきたいと思います。

教 育 課 長 お答えいたします。学校での防災訓練の取り組みというのは、昨日も御回答させていただいてるとおり、年2～3回ほどの避難訓練等も実施している学校もございます。中学校の場合には、防災訓練のときに各自治会で行われる各地域のですね、防災訓練に中学生のほうは参加させていただいております。自治会によってはですね、中学生に役割を設けて、中学生に実際に活動する場面をつくっていただいているところもあれば、ただ単に中学生がその自治会に参加して、役割はなくただ突っ立ってるような状況のある自治会もあるようでございます。

今後ですね、そういった地域での防災訓練に参加して、中学生が地域のためになるっていうか、地域で起きたときの災害のときの対応が図られるような、そういった行動ができるような体制が今後続けていければというふうに思っております。

やはり中学校の中でいきますと、それをですね、住民の方々にこういうことをしているっていう内容はやはり周知していくことだろうと思っておりますので、今後校長園長会を通じてですね、学校のほうにもお話しさせていただき、どういうふうな方法でこれを住民の方々に知っていただくかっていうところは今後ですね、相談をさせていただきたいというふうに思います。

9 番 石 内 ぜひですね、具体的なもので町民にこれは知らせたほうがいいなっていうものがあればっていうよりも、定期的にやっぱりそんな、今、防災訓練、いろいろやっているといますんでね、確かに今、中学生もかなりその中入ってやっていた

だいてます。そういうことも含めてやっぱり全町民がそういう意識を持つって  
いうことが大事だと思いますんで、ぜひお願いしたいんですが、先ほど中学校  
の話出ました。以前ですね、もう7～8年になりますかね、松中にいた先生で、  
震災があるたびに川音川で飯ごう炊きやってました。1回や2回じゃなかつ  
たですね。すばらしいなと思って、その先生、他校へ転任されちゃって、それ  
以降見かけたことないんですけども、そういうことにつながり、先ほどのてん  
でんこじゃないですけども、何ていうか、次々っていうか、続いてやるってこ  
とが非常に災害の対応ってのは必要じゃないかと思います。これ、回答必要な  
いんですけども、ぜひそういったことでの機会をとらえてお願いしたいと思いま  
す。

それとですね、これも具体的にお願ひしたい件なんですけど、平成25年3月に  
ですね、松田町地域防災計画の改訂版が出されました。今、ちょっと2～3ち  
よっと読み返してみたんですけども、非常に内容が抽象的っていうか、読んで  
てば一っと読めるんですけど、後に残らないんですね。なぜかなと思って、ほ  
かの市町村の幾つかの例見てみたんですけども、かなり今いろいろ具体的な内  
容で出されてます、書かれてます。

ちょっと釈迦に説法になっちゃうと思うんですが、ある自治体の例を申し上  
げますと、これは当然松田でもやってる内容なんですけど、いわゆる1つ目は期  
限切れでない消火器の設置。それとか、風呂水のため置き、バケツの備え。2  
つ目に、火災報知器の設置及び維持機能。そのほかずっとあるんですけど、こ  
れがやっぱり実績と実施率、そういうものを掛けているんですね。今、現状松田  
の場合ですね、消火器の設置状況、それと火災報知器、漏電遮断機、家具など  
の転倒防止、そういった面の調査、実績の内容、わかったら教えていただきたい  
と思います。

安全防災担当課長      ただいまですね、御質問いただきました防災対策に対するアンケート調査に  
つきましてはですね、昨年の7月に実施をさせていただいたところございま  
すが、家具の固定につきましてはですね、今現在、松田・寄合わせて32.5%と  
いうことですね、これで、すいません、最初に申し上げなかったんですけど、  
全体でですね、2,218世帯からですね、回答をいただいているところなんです

が、その中でですね、実際に家具の固定ということをやっておられる方は32.5%ということで、約3割の方というような形になります。

それから、先ほど御質問いただきました感電ブレーカーにつきましてはですね、5.8%ということですね、まだまだこれからですね、感電ブレーカーについてはPRをしていかなければいけないんですが、1点問題としてですね、失礼しました、感震ブレーカーですね。感電ではなく、感震ブレーカーです。感震ブレーカーにつきましてはですね、やはり電気がですね、一遍に消えてしまうということですね、皆様も御存じかと思うんですが、夜、寝室で寝ていて、地震が来て電気が消えてしまったと。やはりその後につく、やっぱり非常用の別の、真っ暗になったときにつく電気等をやっぱりセットでですね、整備をしていただかなければいけないというところもございますし、またですね、神奈川県内の消防署で確認して、地震で起震車を持ってるところでやはり確認をさせていただいたところですね、やはりものによって落ちるタイミングが違くと、その地震のとおりですね、落ちないというようなことも出てますんでね、やはりしっかりしたそういう製品等もですね、町のほうでも判断しながら、またその両方を合わせてですね、PRをしていかなければいけないというふうに考えております。

それからですね、消火器につきましてはですね、1,451世帯の方がですね、整備をされているということですね、せんだって12月の議会でもですね、質問をしていただきましたので、1、2、3のですね、広報の中で消火器についての設置とですね、今月の3月1日号ではですね、消火器の設置とあわせてですね、火災・震災時にはですね、自分の自宅のところに周りで火災がない場合はですね、消火器を玄関の前に置いていただいてですね、そのほかの火災の現場でですね、消火器を使っていただくようお願いをしましたりですね、出火防止ということを兼ねましてですね、地震が来たときのですね、自分の身を守りながらですね、一番最初にぐらっと来たときとですね、その後おさまったとき、それから出火したときのですね、3点消火する時間帯がありますから、その時間に消火できるようにですね、各世帯におきまして火災報知器を設置してくださいというお願いを今月号の広報でさせていただいております。

またですね、あわせましてですね、アンケート調査だけではなくてですね、ことしの2月にですね、町職員とですね、小田原市の消防職員がですね、実際に町内の家庭ですね、これにつきましては国の方針の中でですね、基本的に松田町の世帯数ですと、26世帯をまず基本的には基準としてくださいということになりましたので、その順番に応じた形ですね、抽出をさせていただきました26世帯の方にですね、消火器の設置をされてますかということですね、御確認のほうをさせていただいたこともですね、今月号の広報のほうに載せさせていただきましたが、やはり現場で確認させていただきましたところ、実際に設置されている家庭は4割ですね、残りのですね、6割の方はその辺が設置をされてなかったということですね、住宅用火災報知器についても同じような形で調査をさせていただきましたところ、やはり住宅用火災報知器についても6割という方がつけてられませんよということなんですね。

これは現場のほうの調査結果においては、そういうような形になっておりますので、やはりですね、これから先、一番大事なことは、やはり火事を自分で最初に感じて逃げることがやはり一番大事で、やはり総務省の調査でもやはり一番の原因が逃げおくれということになりますので、そこについてですね、皆さんにですね、周知させていただきながら設置率がですね、1%でも10%でも上がっていくような形でですね、今後皆さんに周知をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

9 番 石 内 時間が余りなくなっちゃったんで、ぜひですね、これ以外にもブロック塀の問題であるとか、私は詳しく知らなかったんですけど、カーテンなんかも防火仕様のやつが今はもう出てるらしいんですね。だからそういう普及、防煙ですね、防火じゃなくて防煙。そういうものもどんどん進化してる世の中ですので、そういうのを含めながら、当然そういうのを取り組んでる市町村あるみたいなんで、ぜひ流れにおくれないうお願いしたいと思います。

それで、この防災計画についてもですね、多分これ、ルーズリーフ式になってるんで、差しかえていくんじゃないかと私、期待してたんですけど、その後ないんですけど、この改訂版、予定があるかどうか、確認したいと思います。

安全防災担当課長 先ほど一番最初のときに御回答させていただいたんですが、地域防災計画は

来年度見直しを考えてますんで、いろいろな方の御意見を伺いながらですね、よりよい地域防災計画にしていきたいと考えておりますんで、よろしく願いいたします。以上です。

9 番 石 内 防災について、本当に最近、何ていうか、異常気象も含めて、新しい内容出てきておると思いますんで、やっぱり定期的にこれ、見直す必要があるんじゃないかと思えますんでね、その辺も含めてぜひ検討してみてください。

それとあと、いわゆる災害時の連絡方法とか、招集方法、そういった面で町も大変だと思うんですけども、先般の火事的时候も職員の方が随分現場に出られて、いろんな収集、情報収集やられてたんですけどさすがだなと思ったんですけども、非常時の、いわゆる平常時じゃないときですね、町の招集、連絡方法、そういったの具体的にどういう形でされてるのか、確認したいと思えますが、よろしく願います。

安全防災担当課長 緊急時の連絡につきましてはですね、台風等の電話が使える場合につきましてはですね、電話を使うこともあります、基本的にはですね、今現在、町の幹部職員のメール対応しておりますので、メールアドレスにつきましては安全防災担当室のほうで把握しておりますので、風水害の水位の情報等につきましては、こちらのほうで情報をつかんだ時点で各所属課長のほうに周知をさせていただいております。メールによりまして。

それから、町で今どういう体制、例えば安全防災担当室の職員がこの大雨のために配備につきました等につきましても、全てメール対応で連絡をさせていただいております。

それから、各課につきましてはですね、所属長からですね、いざというときに地震等に備えてですね、メールで対応できるように各課の中でですね、全てその対応をですね、地震の際、メールで対応できるように全部各課で全て整備をしておいてくださいということで、私のほうから各所属長をお願いをいたしまして、その体制をとっておりますので、いざというときになりましたら、その対応によってですね、対応するような形をとってますし、今、総務課の例で申し上げますと、一つそういうソフトがありますので、いざ河原等の現場へ出たときの今の水位を写真に撮って担当職員に送っていただくと、総務課全員の職

員がわかるようなソフトを使ってですね、そのシステムを今、それは基本的には無料でありますので、そういうような形でですね、共通認識を持てるような形で対応をしております。ただ、そのシステムそのものがスマートフォンでなければならないというところもありますので、その前の普通の携帯電話の方も中にはいらっしゃいますので、その方についてはもう一度連絡という形になります。以上です。

9 番 石 内 最後なんですが、今のソフトの中にですね、ぜひ議員への連絡等も考慮していただきたい。可能ですかね。

安全防災担当課長 ぜひですね、議会事務局長に柱になっていただいでですね、各連絡先をですね、皆さんのほうと把握をして、皆さんの御了解を得た中でですね、その辺については議会の皆さんで御相談していただいでですね、どのような体制をとるかとか、その方向についてですね、御協議していただいで、私のほうは渋谷議会事務局長と調整をさせていただいて、その点について調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

9 番 石 内 終わります。

議 長 以上で、受付番号第9号 石内浩君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時35分から再開いたします。 (10時19分)